

都市計画法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可の告示（平成19年3月27日京都府告示第181号）がありましたので、同法第66条の規定により、事業の施行について、次のとおり公告します。

平成19年3月30日

京都市長 榎本 頼兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

I・III・28号 竹田街道

2 施行者の名称

京都市

3 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局街路部広域幹線道路課

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

(建設局街路部広域幹線道路課)